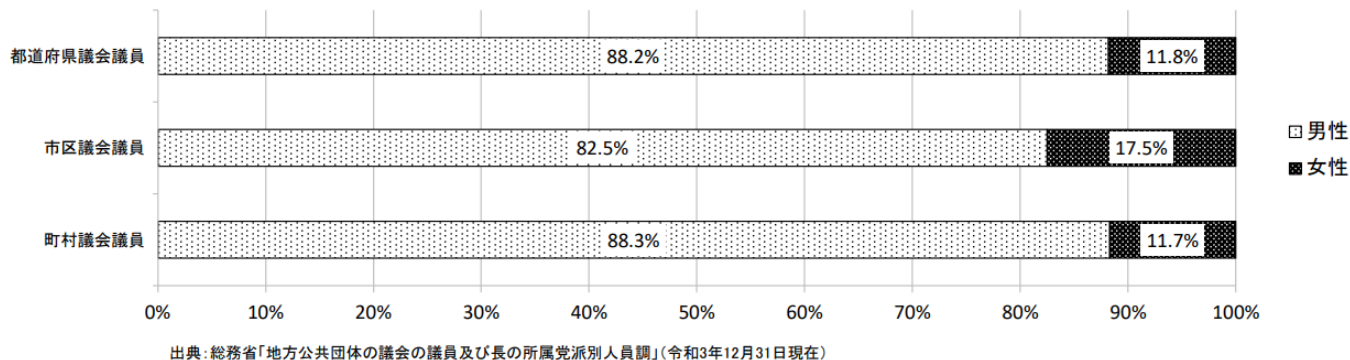
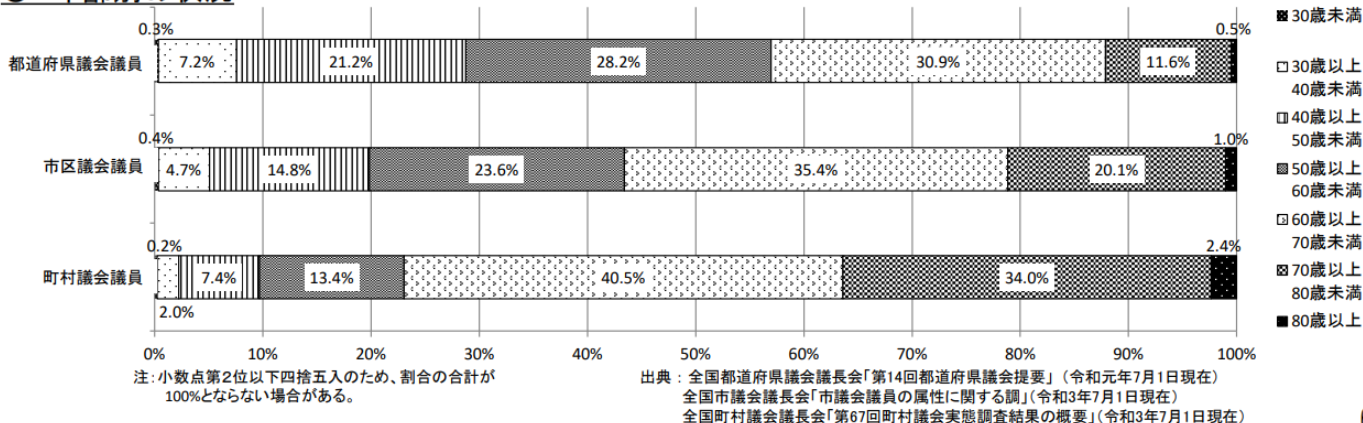


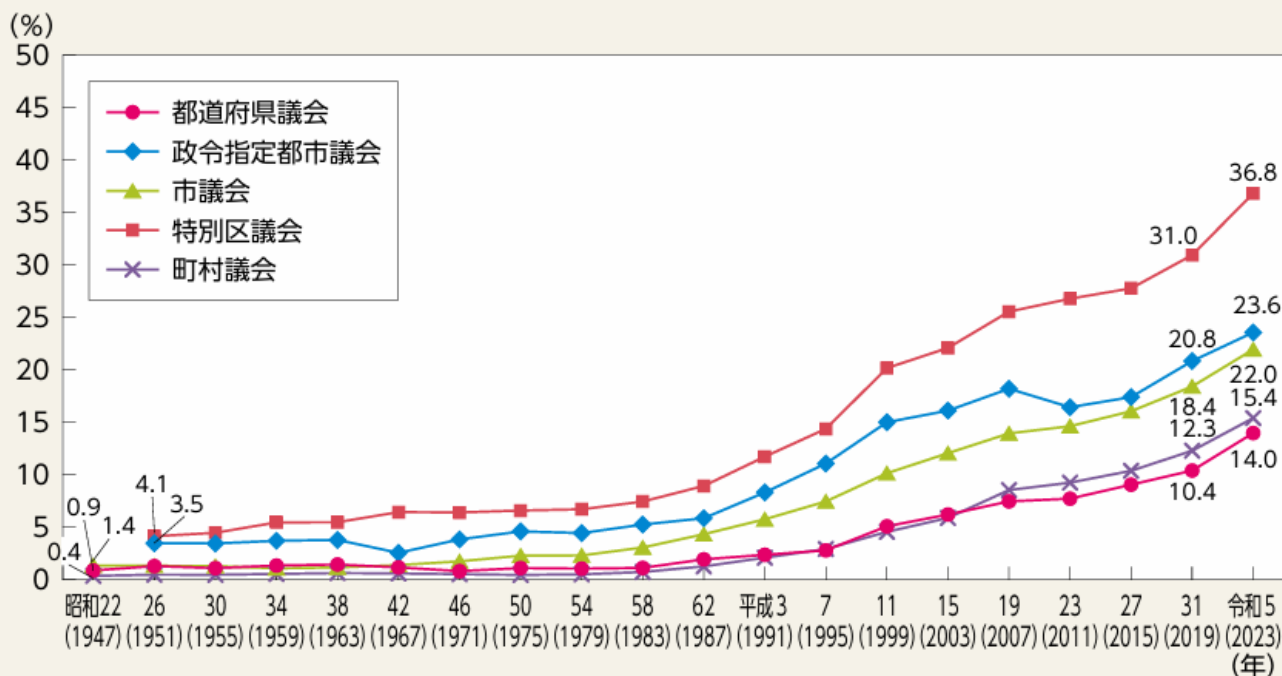
○ 男女の比率



○ 年齢別の状況



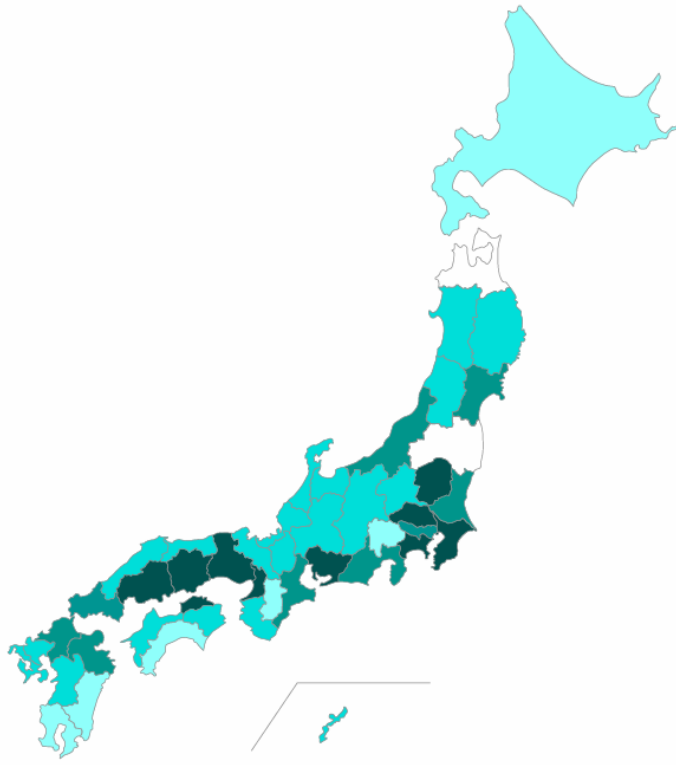
当選者に占める女性の割合



(備考) 1. 平成31 (2019) 年までは総務省「地方選挙結果調」、令和5 (2023) 年は総務省「統一地方選挙結果の概要 (速報)」(令和5 (2023) 年4月25日現在) より作成。
 2. 昭和22 (1947) 年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。

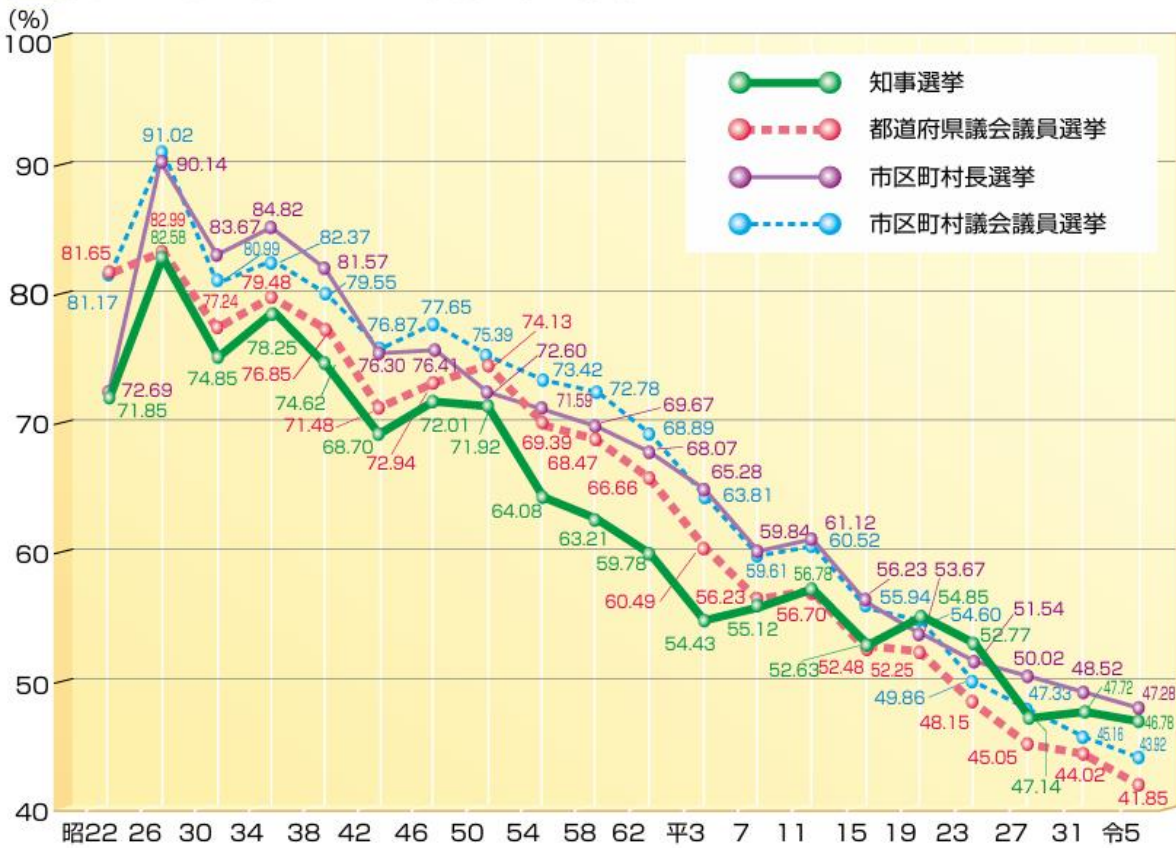
女性議員がゼロの市区町村議会の割合

都道府県	議会数 (議会)	うち女性0 の議会数 (議会)	女性0の議 会割合 (%)	
栃木県	25	0	0.0	5%未満 10団体
千葉県	54	0	0.0	
神奈川県	33	0	0.0	
大阪府	43	0	0.0	
広島県	23	0	0.0	
香川県	17	0	0.0	
埼玉県	63	1	1.6	
愛知県	54	1	1.9	
岡山県	27	1	3.7	
兵庫県	41	2	4.9	
山口県	19	1	5.3	5%以上～10%未満 9団体
大分県	18	1	5.6	
宮城県	35	2	5.7	
静岡県	35	2	5.7	
東京都	62	4	6.5	
新潟県	30	2	6.7	
茨城県	44	3	6.8	
三重県	29	2	6.9	
福岡県	60	5	8.3	
愛媛県	20	2	10.0	10%以上～ 20%未満 20団体
長野県	77	8	10.4	
石川県	19	2	10.5	
滋賀県	19	2	10.5	
鳥取県	19	2	10.5	
島根県	19	2	10.5	
福井県	17	2	11.8	
岐阜県	42	5	11.9	
岩手県	33	4	12.1	
徳島県	24	3	12.5	
富山県	15	2	13.3	
山形県	35	5	14.3	
佐賀県	20	3	15.0	
京都府	26	4	15.4	
秋田県	25	4	16.0	
和歌山県	30	5	16.7	
群馬県	35	6	17.1	
沖縄県	41	7	17.1	
熊本県	45	8	17.8	
長崎県	21	4	19.0	
宮崎県	26	6	23.1	20%以上～30%未満 6団体
鹿児島県	43	10	23.3	
高知県	34	8	23.5	
奈良県	39	10	25.6	
北海道	179	46	25.7	
山梨県	27	8	29.6	
青森県	40	12	30.0	
福島県	59	19	32.2	
合	1741	226	13.0	

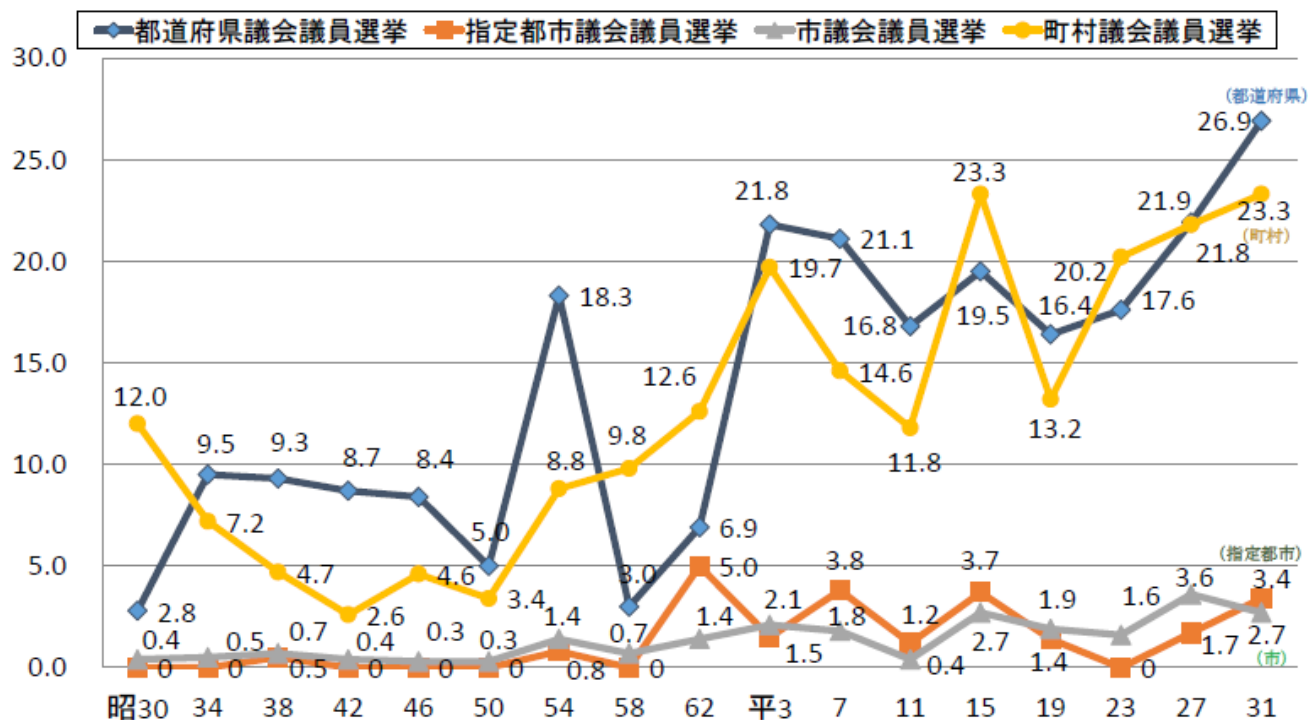


(備考) 1 資料出所は「総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査(令和5年12月31日現在)。
2 女性0の議会割合は小数点第2位を四捨五入したもの。
3 データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

1 統一地方選挙における投票率の推移



統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移

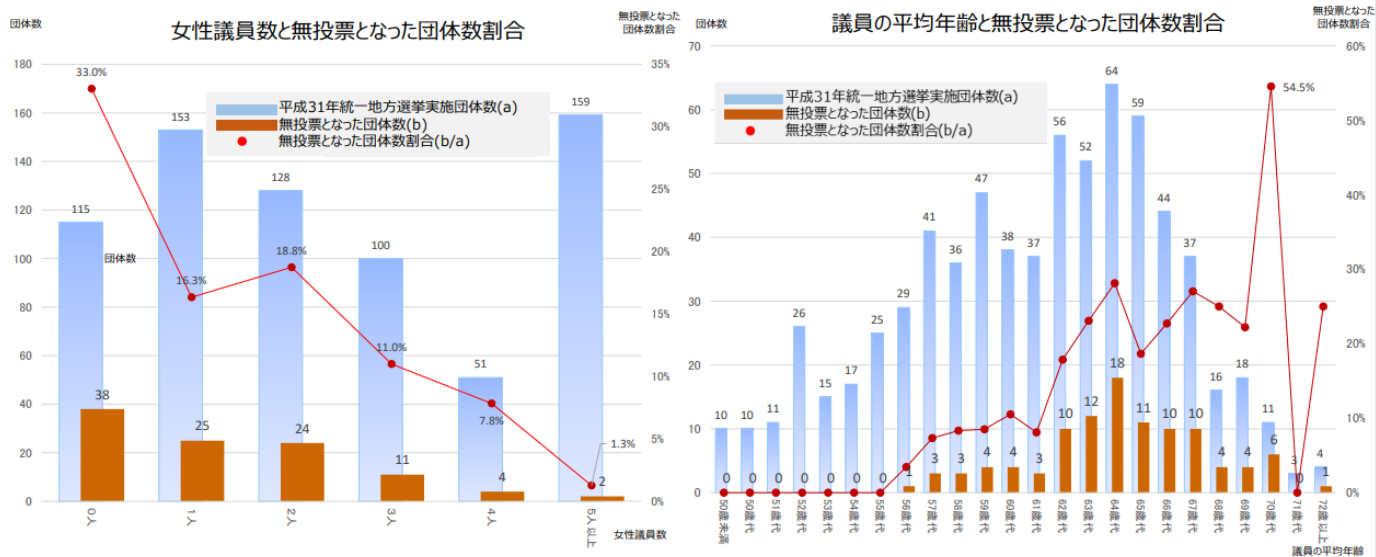


出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。（本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの）
 注1：第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。
 注2：市については、東京都特別区を除く。

1. 議会についての現状認識と課題

女性議員数/議員の平均年齢と無投票団体(市区町村)

□ 統一地方選の結果を見ると、無投票となった団体には、女性議員数が少ない団体や議員の平均年齢が高い団体が多い。



出典：総務省選挙部資料から作成

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正について（概要）

改正の背景

- 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。
- * 国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.9%で、世界193か国中166位（列国議会同盟（令和3年1月1日時点））
- * 本法施行後の選挙における女性候補者の割合は、参（2019）：28.1%、統一地方選（2019）：16.0%
- 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。

- ① 政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する
- ② 国・地方公共団体の施策を強化する等の必要がある

改正の概要

附帯決議に書かれていた項目を中心に、改正内容を検討

政党その他の政治団体の取組の促進（第4条）

- 取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、
- 候補者の選定方法の改善
- 候補者となるにふさわしい人材の育成
- セクハラ・マタハラ等への対策を明記

国・地方公共団体の施策の強化

- ① 環境整備（新第8条）
 - 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記
- ② セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（新第9条）
 - 防止に資する研修の実施
 - 相談体制の整備などの施策を講ずるものとする
- ③ 実態調査（新第6条）
 - 調査対象として、社会的障壁の状況を明記
- ④ 人材の育成等（新第10条）
 - 施策の例示として、模範議会・講演会の開催の推進を明記

関係機関の明示（第2条第4項）

- 政党その他の政治団体の取組のほか、
 - 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
 - 内閣府・総務省その他の関係行政機関等
- が適切な役割分担の下で積極的に関わり合いを明記

国・地方公共団体の責務等の強化（第3条等）

「努めるものとする」を「ものとする」に改める など

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 概要

一 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

二 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

基本原則にのっとり

三 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

四 基本的施策

1. 実態の調査及び情報の収集等（第5条）
2. 啓発活動（第6条）
3. 環境の整備（第7条）
4. 人材の育成等（第8条）

五 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年5月23日公布・施行